

令和5年度 主要事業報告

実施日	事業名・内容
R5 4. 1	広報紙「ふくしだより」第53号 発行
5. 11	いすみ市老人クラブ連合会総会
5. 15	長者地区社会福祉協議会総会
5. 19	いすみ市ボランティア連絡協議会総会
5. 22	令和4年度決算に関する監査
5. 24	中根地区社会福祉協議会総会
5. 25	古沢地区社会福祉協議会総会
5. 26	太東地区社会福祉協議会総会
6. 5	理事会 議事 (1)令和4年度事業報告について (2)令和4年度決算について (3)評議員選任候補者の推薦について (4) 評議員選任・解任委員の選任について (5)評議員選任・解任委員会の招集について (6)定時評議員会の招集について (7)職員就業規則の一部改正について (8)介護事業所運営規程の一部改正について
6. 9	評議員選任・解任委員会 議事 (1)評議員の選任について
6. 10	中川地区社会福祉協議会総会
6. 20	いすみ市老人クラブ連合会ゲートボール大会
6. 22	定時評議員会 議事 (1)令和4年度事業報告について (2)令和4年度決算について (3)理事の選任について
6. 22	理事会 (1)会長の選定について (2)副会長の選定について (3)常務理事の選定について
6. 28	千町地区社会福祉協議会総会
6. 29	いすみ市老人クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会
7. 1	広報紙「ふくしだより」第54号 発行
7. 6	法人後見運営委員会
7. 7	企画運営部会 議事 (1) 第16回いすみ市福祉大会について
7. 12	国吉地区社会福祉協議会総会
7. 21	理事会 報告 (1)業務執行状況について (2)定款第27条規定による会長専決事項について 議事 (1)第16回いすみ市福祉大会について (2)業務継続計画について
9. 8	歳末たすけあい募金配分委員会 議事 (1)委員長・副委員長の選任について (2)令和4年度募金実績及び配分結果について (3)令和5年度歳末たすけあい募金配分計画について
9. 11	台風13号による床上浸水被災者見舞訪問
9. 13	火災による被災者見舞訪問

実施日	事業名・内容
10. 1	いすみ市社会福祉協議会一般会員募集 赤い羽根共同募金運動実施
10. 7	第16回いすみ市福祉大会 大会式典:市長表彰 5人、1団体・社協会長表彰2人、感謝 5人・老人クラブ会長表彰 7人 映画上映「お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方」 参加者総数約450名
10. 16	お終活ミニ教室「エンディングノート(自分史ノート)の書き方」
11. 1	広報紙「ふくしだより」第55号 発行
11. 9	法人後見運営委員会
11. 14 ～16	特別会費依頼
11. 14	第73回千葉県社会福祉大会 (社会福祉施設・団体等役職員功労者 3人)
11. 28	いすみ市老人クラブ連合会ペタンク大会
12. 1 7 11	歳末たすけあい募金運動実施 歳末たすけあい援護金(支援金)配付の実施 配付先:市内生活困難世帯、児童養護施設、乳児院、放課後デイサービス
12. 8	理事会 報告 (1)業務執行状況について (2)定款第27条規定による会長専決事項について 議事 (1)職員給与規程の一部改正について (2)職員就業規則の一部改正について (3)再雇用職員就業規則の廃止について
12. 15	社会福祉事業功労千葉県健福部長感謝状贈呈式(地域福祉活動功労者1人、社会福祉事業団体職員1人)
R6 1. 12	火災による被災者見舞訪問
2. 1	災害ボランティアセンター設置訓練
2. 22	企画運営部会 議事 (1)令和6年度事業計画について (2)令和6年度資金収支予算について
3. 1	理事会 報告 (1)業務執行状況について (2)定款第27条規定による会長専決事項について 議事 (1)定款の変更について (2)経理規程、事務局規程、臨時職員及び短時間勤務職員就業規則の一部改正について (3)障害者総合支援法に基づく訪問介護事業所(居宅介護及び重度訪問介護)の廃止について (4)資金収支補正予算令和6年3月について (5)役員等賠償責任保険契約の締結について (6)令和6年度事業計画について (7)令和6年度資金収支予算について (8)評議員会の招集について
3. 1	心配ごと相談所運営委員会 議題 (1)委員長・副委員長の選出について (2)事業実績について (3)令和6年度計画について
3. 18	評議員会 報告 障害者総合支援法に基づく訪問介護事業所(居宅介護及び重度訪問介護)の廃止について 議事 (1)定款の変更について (2)資金収支補正予算令和6年3月について (3)令和6年度事業計画について (4)令和6年度資金収支予算について (5)理事の選任について
毎月 第3木曜日	生活困窮者自立相談支援事業 支援調整会議 (全10回) ・プラン策定に基づく支援方針について ・相談状況について
毎月 第4木曜日	衛生委員会(産業医来所) 職場巡視、職員の健康、安全に関する現状報告と改善事項等協議
毎月 第4金曜日	訪問介護事業職員会議(ヘルパーミーティング) 事務連絡、年間計画により研修を実施

令和5年度 社会福祉事業報告

1. 心配ごと相談所運営事業

一般相談 大原（農村環境改善センター）
 夷隅（ふれあいセンター）
 岬（岬ふれあい会館）

} 午後1時30分から4時まで

※各会場とも月1回、予約制で実施します。

弁護士相談

夷隅郡市1市2町持ち回りで実施しており、一般相談で解決が困難な場合は、月1回予約制で実施します。午後1時から4時まで（8月・12月は無）

○令和5年度心配ごと相談実績表

(単位：件)

	生計	年金	職業・生業	住宅	家族	離婚	人権・法律	財産	苦情	その他	合計	弁護士相談
解決								3		1	4	12
再来					1						1	
民生委員											0	
他機関	1		1	4	2		1	7	2	2	20	
その他	2	1			1	1		1	2		8	
合計	3	1	1	4	4	1	1	11	4	3	33	

2. 福祉資金貸付事業（市社協単独事業）

日常生活の便宜を図るため、低所得者で生活費に困り、他からの借り受けが困難であり、この資金の借り受けにより当座をきりぬけられる世帯に貸し付けを行います。

〔貸付限度額〕 5万円 〔貸付利子〕 無利子 〔連帯保証人〕 1名

〔据置期間〕 2カ月以内 〔償還期間〕 12カ月以内

○令和5年度福祉資金貸付実績

貸付合計 24件 930,000円

3. 生活福祉資金等貸付事業（県社協からの委託事業）

低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して民生委員及び社会福祉協議会が必要な相談や資金の貸し付け等の支援を行うことによりその世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。

(1) 福祉資金

貸付利子 : 連帯保証人あり ⇒ 無利子
連帯保証人なし ⇒ 年1.5%

資金種類	貸付限度額	令和5年度実績
結婚、出産、葬祭	50万円	緊急小口資金貸付 7件 579,000円
小規模住宅改修費、住居設備費		
転宅費		
障害者等福祉用具購入費	170万円	
障害者自動車購入費	一般車両200万円 福祉車両250万円	
住宅改修費	250万円	
療養費	170～230万円	
介護等費		
災害援護費	150万円	
生業費	460万円	
技能習得費	130～580万円	
支度費	50万円	
緊急小口資金	10万円	

(2) 教育支援資金

資金種類	貸付限度額	貸付利子	令和5年度実績
教育支援費	高校：月35,000円 高専：月60,000円 短大：月60,000円 大学：月65,000円 ※特に必要と認められる場合はこの1.5倍まで	無利子	1件 779,000円
就学支度費	共通50万円		

(3) 不動産担保型生活資金

高齢者等が所有する居住用不動産を担保とした生活費貸付制度です。

- ・不動産担保型生活資金（土地評価額1,000万円以上）
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金(土地評価額500万円以上、生活保護申請が必要)

○令和5年度不動産担保型生活資金貸付実績 貸付合計 0件

4. 総合支援資金（県社協からの委託事業）（※ハローワークからの確認書が必要）

失業などにより生活困窮になっている人に対する就職活動の資金や、住宅入居費等の資金の貸付制度です。（雇用保険等の公的給付がなく低所得世帯であること）

- ・生活支援費 貸付期間12か月
1月に2人以上世帯20万円・単身世帯15万円を限度
- ・住宅入居費 敷金礼金等 40万円限度
- ・一時生活再建費 60万円限度

○令和5年度総合支援資金貸付実績 貸付合計 0件

4-2. 臨時特例つなぎ資金（県社協からの委託事業）

住居のない離職者を支援するため公的給付又は公的貸付制度を申請している場合にその給付または貸し付けが実施されるまでの間の生活費がない場合の貸付制度です。

〔貸付限度額〕 10万円 〔貸付利子〕 無利子 〔連帯保証人〕 不要
 〔返済〕 公的給付又は公的貸付金を受けた時から1カ月以内に返済

○令和5年度臨時特例つなぎ資金貸付実績 貸付合計 0件

5. 緊急小口資金等特例貸付に係る市町村社協債権管理事務（県社協からの委託事業）

令和2年3月25日から令和4年9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により、一時的または継続的に収入減少した世帯を対象に行った緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の償還が始まり債権管理事務を行います。特に、未償還（償還開始以降滞納）となっている方等への連絡や訪問の他、生活状況の確認、相談支援を行います。

○令和5年度償還状況（R6.3月末現在）

	総合支援資金		緊急小口資金		総 計	
貸付件数	284件		205件		489件	
貸付額	146,510,000円		39,580,000円		186,090,000円	
R6.3.31 現在償還開始になっている件数	202件	100.0%	205件	100.0%	407件	100.0%
①完済	4件	2.0%	6件	2.9%	10件	2.4%
②償還中	69件	34.2%	88件	42.9%	157件	38.6%
③死亡	3件	47.5%	3件	38.6%	6件	43.0%
④免除決定	93件		76件		169件	
⑤未償還	33件	16.31%	32件	15.6%	65件	16.0%
償還開始未到来	82件	—	0件	—	82件	—

償 還 額 (①+②) 12,551,000円 (6.8%)

免 除 額 (③+④) 67,372,000円 (36.2%)

未償還額 (⑤) 64,587,000円 (34.7%)

償還開始未到来額 41,580,000円 (22.3%)

6. 日常生活自立支援事業（県社協からの委託事業）

日常生活を送る上で（在宅・入院・入所含む）、十分な判断ができない方、若しくは体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるように支援計画に基づいて、生活支援員が定期的に訪問し必要に応じた福祉サービス利用援助や預貯金の出し入れ・支払代行をします。

- ① 福祉サービス利用援助……福祉サービスを安心して利用できるように情報提供やサービスの手続きのお手伝いをします。
- ② 財産管理サービス……お金の管理が心配な方のために医療費、税金、公共料金等の支払い、生活費に必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- ③ 財産保全サービス……預貯金通帳・実印・銀行印等、大切な書類や印鑑を貸金庫にお預かりします。

[利用料金一覧：生活保護世帯は無料]

福祉サービス利用援助 及び財産管理サービス	1時間30分未満	1,000円	以降30分毎に 500円加算
	1時間30分以上2時間未満	1,500円	
財産保全サービス	年間3,000円(月額250円)		
生活支援員の交通費	30分未満	無料	
	30分以上1時間未満	500円	
	1時間以上	一律 1,000円	
年会費	年間3,600円(月額300円)		

○令和5年度日常生活自立支援事業実績

支援対象者48人 / 訪問延人数は651人

支援員13人及び専門員(職員)5人で訪問を中心とした支援を実施

7. 法人後見事業

「認知症」「知的障害」「精神障害」などの理由で判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護を中心とした日常生活支援を行い、その権利を擁護することを目的とし、法人として成年後見等を行う法人後見業務を実施します。

① 後見人等の受任業務

家庭裁判所の審判に基づき、いすみ市社会福祉協議会が法人として後見人等の業務を行います。

② 成年後見制度に関する相談支援

成年後見制度の相談窓口のひとつとして、制度利用に関する相談をお受けします。

○令和5年度法人後見事業実績

受任人数12人(被後見人6人、被保佐人6人) / 援助延人数364人

相談人数 8人 / 相談延人数18人

事務執行者(職員)4人で援助、相談を実施

8. 自立生活相談支援センター(生活困窮者自立相談支援事業)

いすみ市から委託を受け、仕事や住居、家族等生活に関して様々な問題を抱える生活困窮者からの悩みや困りごと等の相談に対し、来談者の同意のもと問題解決に向け個々の状態にあった支援計画の作成等を行い、関係機関並びに関係事業との連携を含めた支援を包括的及び継続的に実施します。

また、地域におけるネットワーク体制を構築することにより、支援対象者の自立を促します。

○令和5年度生活困窮者自立相談支援事業実績

相談件数 58件 / 利用件数55件

※利用件数は自立相談事業の登録に同意をいただいた方と他機関・他制度へ繋げている方

9. 福祉用具貸出し事業

- 〔対象者〕 1. おおむね65歳以上の高齢者（介護保険認定者で福祉用具貸与対象者を除く）がいる家庭で高齢者の在宅における日常生活に支障をきたす者。
 2. 重度心身障害者及び介護ベッドによらなければ日常生活に支障をきたす者
 3. その他、特に会長が適当と認めた者
- 〔用具の種類〕 電動ベッド・手動ベッド・車椅子・歩行器
- 〔貸出期間〕 電動ベッド・手動ベッド・車椅子……6カ月 ※最長1年まで
 歩行器………3カ月 ※継続不可
- 〔料 金〕 電動ベッド 6カ月3,000円
 手動ベッド 6カ月1,500円

○令和5年度福祉用具貸出事業実績 (単位：件)

ベッド				車いす	
貸出		返却		貸出	返却
電動	手動	電動	手動		
7	0	6	1	31	24

10. 福祉有償運送事業

他人の介助が必要で、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、専用車により通院の送迎等を行います。

- 〔対象者〕 1. 障害者総合支援法に基づく身体障害者並びに18歳以上の知的障害者、精神障害者等
 2. 介護保険法による要介護認定者及び要支援認定者
- 〔利用時間〕 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで
- 〔利用料〕 ①利用料 片道 市内200円 市外400円
 ②燃料費 1kmあたり 市内・市外とも 50円

○令和5年度福祉有償運送事業実績

実人数 (人)				延べ回数 (回)			
要支援	要介護	身障等	計	要支援	要介護	身障等	計
12	11	1	24	25	28	2	55

11. ボランティア送迎サービス事業

いすみ市在住の一人暮らし高齢者又は高齢者世帯及び重度障害者で、交通手段がなく介護保険乗降介助等のサービス適用外の方を登録ボランティアの運転で病院へ送迎するものです。

- 〔利用条件〕 1. 登録制とし、利用希望日の2週間前までに予約
 2. 原則としていすみ市内の病院受診とし、利用回数は2回まで
 3. 送迎車の運行は原則として平日午前9時から午後4時まで

○令和5年度ボランティア送迎サービス事業実績 合計 0件

12. ボランティア活動に関する事業（R6.3.31現在 登録状況）

夷隅	5 団体	1 3 9 人（内個人 0 人）
大原	1 8 団体	5 0 8 人（内個人 2 人）
岬	1 3 団体	4 1 8 人（内個人 0 人）
合計	3 6 団体	1, 0 6 5 人（内個人 2 人）

13. 声の広報貸出し事業

目の不自由な方々に情報を提供するため、市で発行している「広報いすみ」と県で発行している「県民だより」をボランティアの協力を得て、声の広報を作成し、貸出しを行います。

○令和5年度声の広報貸出事業実績 0 件

14. 老人クラブ連合会事務局

R6.3.31現在、8クラブが休会中で、23クラブ 会員数は495名です。

15. ふれあいサロン事業

ふれあいサロンは、身近な地域で住民同士が楽しい仲間づくりの活動や交流の場作りなどを行っている、様々な団体の運営に対して助成を行います。

〔支援内容〕 ①立ち上げや運営に関する助言、相談および情報提供
②活動費の助成等

〔助成金〕

助成種別	助成対象経費	助成基本額	助成金額
開設準備費	開設に必要な準備に要する費用	10,000円 【初年度に1回のみ】	助成対象経費の支出額又は助成基本額のいずれか少ない額
活動(運営)費	消耗品費、光熱水費 印刷製本費、材料費 通信運搬費、保険料 会場使用料、食料費 等	1回につき以下のとおり 1回当たりの平均参加人数 10人以下 1,000円 11～20人以下 1,500円 21人以上 2,000円 【年12回を限度とする】	

○令和5年度ふれあいサロン事業支援実績 1 団体

16. 放課後児童クラブ運営（市からの補助事業）

放課後児童クラブの運営をいすみ市社会福祉協議会が実施します。

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、家庭にかわる生活の場を確保することで安全確保と適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。

令和5年度 介護保険事業報告

1. 緩和型事業

介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（支援1・2）による緩和型事業で、運営基準を緩和したサービスで、ケアマネジャーのプランによりサービスを提供します。

(1) 緩和型通所事業（ミニデイ笑たいむ）

自宅から送迎を行い、脳トレーニングやレクリエーション及び参加者の希望に応じたサービスの実施等を通じて、心身機能の維持改善を図ります。

- ①事業の実施日時 火曜日・水曜日
午前10時30分から午後2時30分まで（送迎時間を除く）

②事業の内容

〔利用対象者〕 要支援（1、2）認定者

※介助誘導、見守りがなくても一人でトイレに行ける程度の方

〔サービス内容〕 脳トレーニング(大人のドリル、脳活性体操等)、創作活動、レクリエーション、季節の行事(外出等)、健康チェック、食事の提供

○令和5年度緩和型通所事業実績（ミニデイ笑たいむ）

	合計	月平均
年間稼働日数	99日	8日
年間利用者数	351人	29人

(2) 緩和型訪問事業

①事業の実施日時（サービス提供日時）

12月29日から1月3日を除く毎日 午前8時から午後6時

②事業の内容

〔利用対象者〕 要支援（1、2）認定者

〔サービス内容〕 簡易な日常生活の援助 ゴミ出し等の支援

通院等乗降介助は、市の事業（集いの場・通いの場等）の送迎や、病院などの受診支援

○令和5年度緩和型訪問事業実績

	合計	月平均
生活援助	262人	22人
通院等支援	2人	2人

2. 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所を運営します。介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の意向を尊重し家族等も含め相談の上、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し介護支援を提供します。介護支援専門員2人で対応します。

- (1) 事業の実施日時 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始は休み）
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 事業の内容

① 居宅介護支援事業

[利用対象者] 介護保険制度による要介護(1～5)認定者

[サービス内容] 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

○令和5年度居宅介護支援計画作成実績 (単位:人)

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5	合計
作成人数	346	166	139	62	29	742
月平均	29	14	12	5	2	62

② 介護予防支援事業(地域包括支援センターから業務の受託)

[利用対象者] 介護保険制度による要支援(1、2)認定者

[サービス内容] 介護予防サービス計画原案の作成

○令和5年度介護予防支援事業支援計画作成実績

	合計	月平均
作成人数	350人	29人

③ 要介護認定調査(業務の受託)

いすみ市外に住所を有し市内に居住(または施設入所)する介護認定希望の被保険者に対し、他区市町村からの依頼により、介護支援専門員が訪問し面接調査を行います。

○令和5年度要介護認定調査実績 合計人数 8人

④ 高齢者総合相談事業(いすみ市包括支援センターからの受託)

要援護高齢者等または家族等のニーズに対応した各種の保健、福祉サービス及び介護サービスが総合的に受けられるよう、在宅介護等に関する総合的な相談に応じます。

○令和5年度高齢者総合相談事業実績 合計人数 4人

3. 訪問介護事業

介護保険法に基づく指定訪問介護事業所(千葉県指定)並びに介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所(いすみ市指定)を運営します。

その他、子育てヘルパー派遣事業(市からの受託)、自費型ホームヘルプサービス事業「ふれあいヘルパー」を実施します。

(1) 事業の実施日時(サービス提供日時)

12月29日から1月3日を除く毎日 午前8時から午後6時

(2) 事業の内容

① 指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス

[利用対象者] 介護保険制度による要介護(1～5)及び要支援(1、2)認定者

[サービス内容] 自宅において自立した日常生活を営めるようホームヘルパーを派遣し、身体介護(入浴・排泄・食事介助等)、生活援助(掃除、洗濯、調理、買い物等)、その他、通院等乗降介助(通院等の送迎、乗車及び降車の介助を行う)のサービスを提供

○令和5年度訪問介護事業実績

(単位：人)

訪問内容	総合事業 (要支援1、 2認定者)	指定訪問介護（要介護1～5認定者）				訪問 延人数
		身体介護	生活援助	身体介護 + 生活援助	通院等 乗降介助	
訪問人数	641	1,950	1,953	358	28	4,930
月平均	53	162	163	30	2	410

②子育てヘルパー派遣事業（市からの受託）

〔利用対象者〕 市が認めた世帯（生後8週間以内の児のいる世帯、その他、疾病等、又は家族支援が得られない世帯などは必要に応じ支援）

〔サービス内容〕 家事援助・育児援助

○令和5年度子育てヘルパー派遣事業実績

実人数4人 / 訪問延人数62人

③自費型ホームヘルプサービス事業「ふれあいヘルパー」

介護保険制度や障害者総合支援法では対応できないサービスを提供し、高齢者や障害者等がいつまでも自分らしく、住み慣れた地域で安心して日常生活が営めるよう介護員が支援します。

〔利用対象者〕 1. 介護保険制度による要介護又は要支援認定者
2. 障害者総合支援法における障害福祉サービス受給者
3. 本人又はその家族が、心身の衰えや障害、疾病等の理由により日常生活を営むのに支障がある高齢者等

〔サービス内容〕 家事援助、身体介護、話し相手、見守り、代筆、外泊時の援助、外出の支援（散歩、通院、院内介助、買い物、理美容、外食・社会参加活動などの同行）

○令和5年度自費型ホームヘルプサービス事業実績

実人数19人 / 訪問延人数751人

4. 千葉県指定市町村事務受託法人事業（要介護認定調査事務）

いすみ市社会福祉協議会が指定市町村事務受託法人（千葉県指定）として、いすみ市から要介護認定調査事務を受託し、介護認定の被保険者に対し、国家資格をもつ職員が訪問し面接調査を行います。

○令和5年度要介護認定調査事務受託事業実績（R5.9月～実施）

訪問調査人数26人 / 調査員1名

令和5年度事業報告には、社会福祉法第45条の27第2項に規定する附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年5月

社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会
会 長 市 原 一 彦